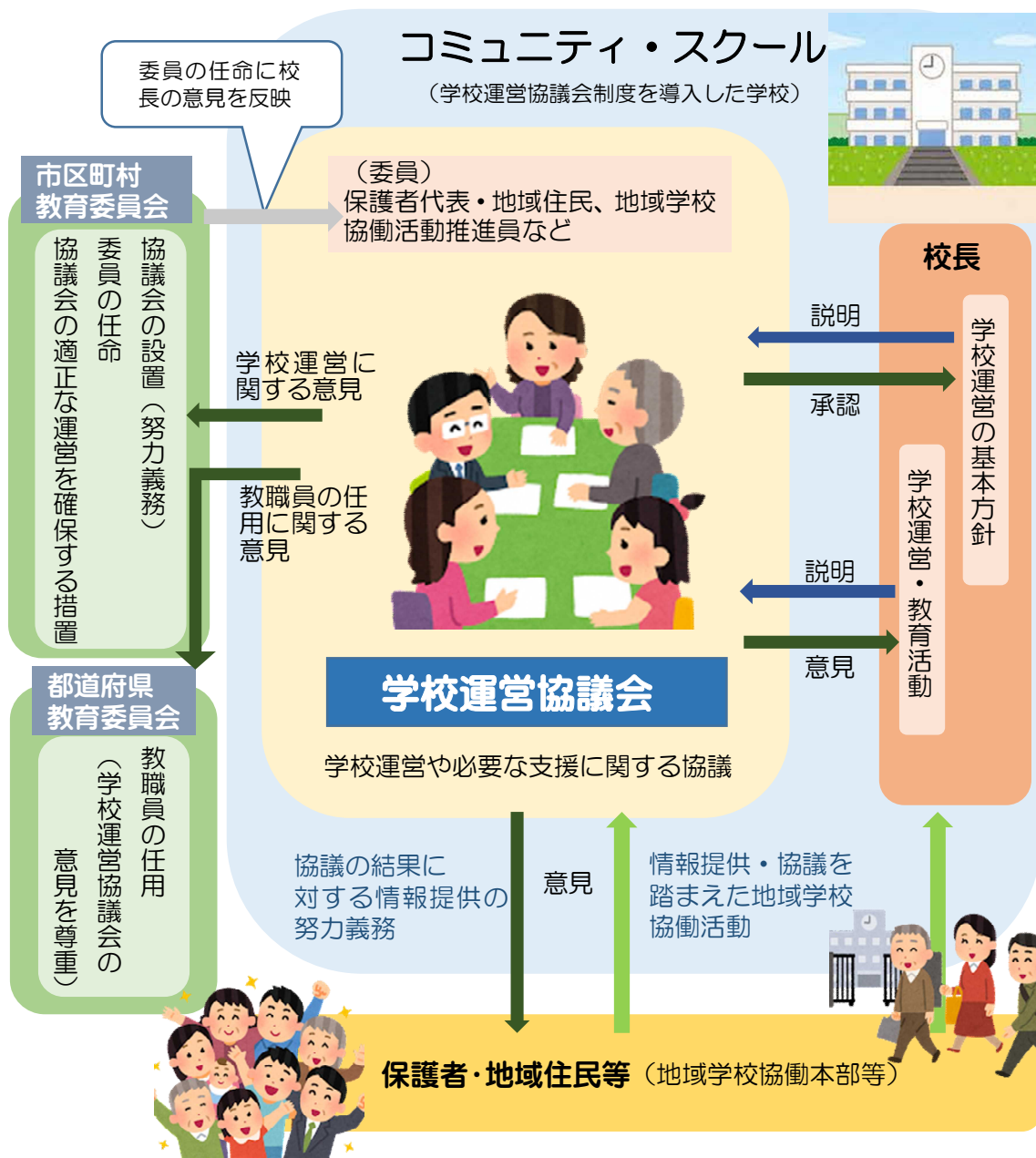


文部科学省が想定するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

文部科学省パンフレット「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりをめざして～」参考



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行）
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に